

報 道 資 料

平成24年 7月25日

こども家庭課 児童虐待対策係

担当 通山・今中・三木

内線 2883 直通 0742-27-8605

児童虐待事例への対応について

今般、県内にて母親が1歳の女兒に対し暴行を加え、意識不明の重体にさせるという事件が発生しました。

この事件を重く受け止め、県としては、別紙のとおり検証チームを設置し、事例の検証に取り組めます。(資料1)

また、緊急の取組として、市町村に対して、現在対応している案件の再点検等を依頼します。(資料2)

【別紙資料】

資料1 児童虐待事例の検証について

資料2 児童虐待への対応の徹底について

児童虐待事例の検証について

(奈良県児童虐待対策検討会に検証チームを設置)

1 目 的

田原本町で発生した児童虐待事例を検証し、問題点・課題を抽出する。

2 委 員

奈良県児童虐待対策検討会に、今回の事例に関係の深い分野の有識者で構成する検証チームを設置。

- 加藤 曜子（流通科学大学教授）　＜児童福祉・社会福祉＞
- 上田 庄一（東大阪大学教授）　＜児童福祉＞
- 川真田 リエ（奈良弁護士会）　＜弁護士＞
- 佐藤 拓代（大阪府立母子保健総合医療センター企画調査部長）　＜公衆衛生＞

3 日 程

時 期	項 目	開 催 内 容
8月14日 (火)	第1回	○検証チームの設置について ○全体スケジュールの確認 ○事例の概要報告（非公開）
8月～9月	関係機関 ヒアリング	○今回の事例に関係する機関への聞き取り調査
10月	第2回	○問題点・課題の整理検討
11月	第3回	○検証結果とりまとめ

- 4 第1回開催について 日時：平成24年8月14日（火）14時～16時
場所：奈良県文化会館 第3会議室

※事例の概要報告については、個人情報に関わる部分がありますので、非公開とします。
ご配慮をお願いいたします。

検証結果のとりまとめを受けて、県は、抽出された問題点・課題をもとに、奈良県児童虐待防止アクションプランに項目を追加するなど、今後の児童虐待防止施策に反映させる方針。



こ ども 第150号
保 予 第640号
平成24年 7月25日。

市 町 村 長 殿
(児童福祉・母子保健主管課扱い)

奈良県健康福祉部 こども・女性局長

奈良県医療政策部長



児童虐待への対応の徹底について

平素は児童虐待対策及び要保護児童対策の推進について、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、県内にて母親が1歳の女兒に対し暴行を加え、意識不明の重体にさせるという事件が発生しました。

本事例については、以前から当該自治体の担当課が家庭訪問等による支援を行っていましたが、残念ながら今回の事件が発生しました。このことを重く受け止め、貴市町村におきましても、下記の2点について、緊急に取り組んでいただくようお願いします。また、児童虐待への対応の徹底について、別紙のとおり、貴市町村要保護児童対策地域協議会及び関係する全ての職員に対し注意喚起を期されますよう、併せてお願いします。

記

◎ 緊急に取組をお願いしたい2点

1. 要保護児童対策地域協議会にて既に把握・対応を行っている案件について、現時点で児童の安全確認が十分に行えているか、支援内容に見直しが必要かどうか、今一度、状況把握及び進行管理の再点検を徹底されたい。
2. 母子保健部局が対応している案件について、当該児童に虐待のリスクが少しでもあると思われる場合、担当職員及び担当課の判断のみで対応を継続せず、要保護児童対策地域協議会に諮り、関係機関との情報共有の徹底及び対応連携の強化に努められたい。

児童虐待への対応の徹底について

児童の安全確認の徹底

- ・ 全国の虐待死亡事例のうち9割が5歳児以下の乳幼児であることから（H21 年度）、乳幼児はそれ自体がリスクであるという意識で対応すること。
- ・ 乳幼児健診の未受診に対しては、家庭訪問や予防接種等あらゆる機会を通じ、支援が必要な家庭の状況把握に努めること。
- ・ 「訪問を拒否される」「保護者との連絡がとれない」等の状況自体が、児童にとって深刻な事態であるおそれがあり、緊急性が高いことを認識すること。
- ・ 児童の状況について、保護者の言い分のみで判断しないこと。特に児童の怪我については、「自分でこけた」「きょうだい喧嘩」等の言い分が多いことから、事実確認を徹底すること。

市町村における児童虐待対応の徹底

- ・ 支援を要する案件については、初期対応時から要保護児童対策地域協議会（要対協）に諮り、担当者や単独機関だけの抱え込みにならないように留意すること。
- ・ 継続的に支援している案件であっても、たえず「想定外の状況」「最悪の事態」を想定し、リスクの見落とし、家庭への見立ての偏り、現在の支援内容やペースの適切さについて、要対協の個別ケース検討会議等を通じ、進行管理を徹底すること。
- ・ 状況が分からない、情報が集まらない家庭については、医療機関からの情報提供、住民票の異動確認、前住所地の市町村要対協への照会等、要対協によるあらゆる手段を講じて情報収集を行い、リスクを見極めること。

【参考】

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第7次報告）」【平成23年6月（国）】
「奈良県児童虐待対策検討会 検討結果報告書」【平成23年6月（奈良県）】
「子どもの虐待死を防ぐための「20の視点」について」【平成24年1月（愛知県）】